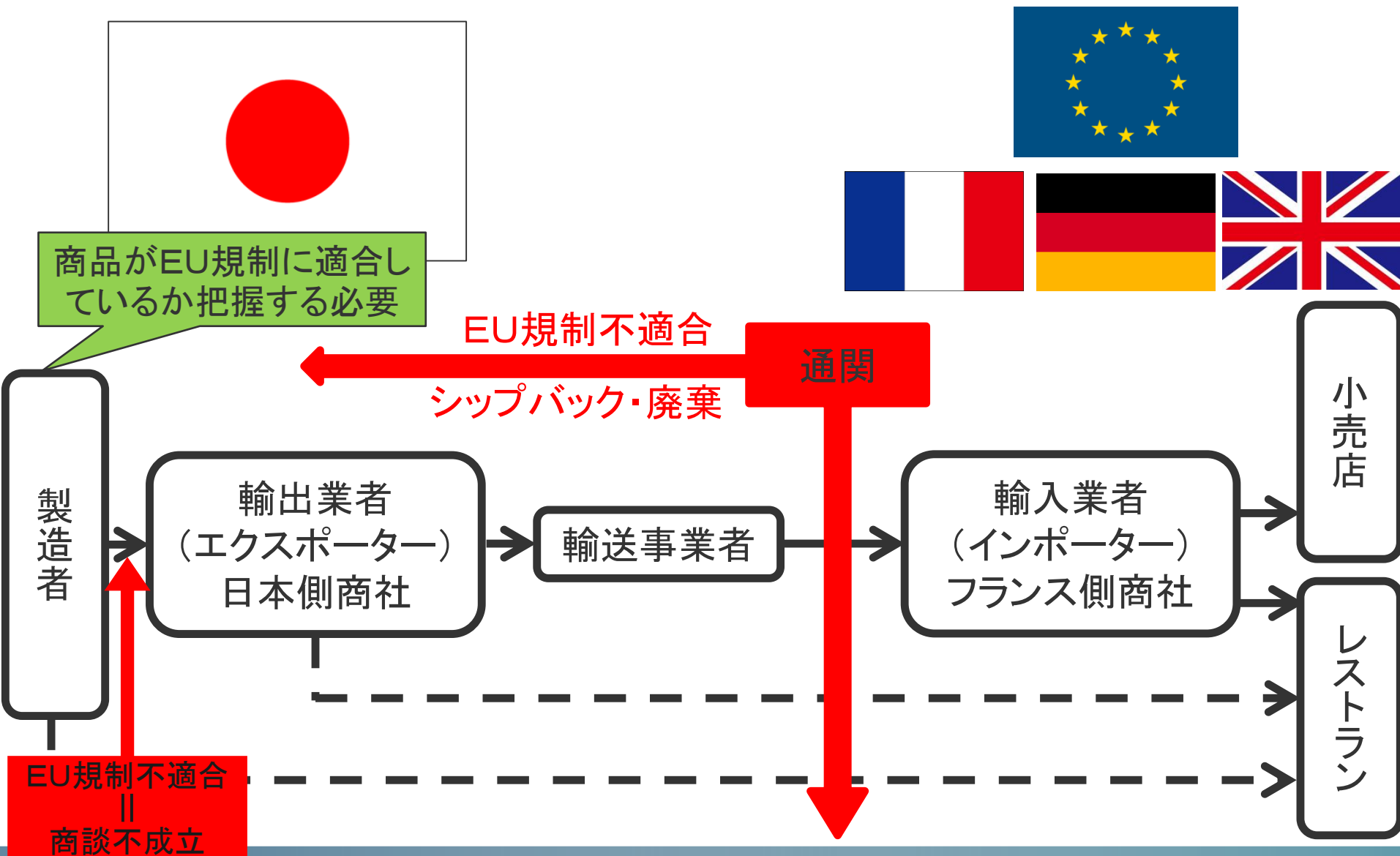


# EUの食品流通関連規制について

2017年6月  
JETROパリ事務所 大西

- 以下では、日本産食品の輸出・販売等に際して留意すべきEUの食品流通に関する規制について、欧州委員会公表しているガイダンス等に基づき、最も厳格に運用したケースを想定して説明していますので、国によっては異なる運用を行っている場合があります。
  
- 本資料のご利用にあたっては、以下にご留意ください。
  - (1) EU域内の食品流通に関する規制は基本的に統一されていますが、各国において独自の上乗せ規制が存在する場合があります（本資料においてはその一部を紹介しています）。
  - (2) EU規則の一時的な解釈権は各国当局に委ねられている等の理由により、各国の当局・通関等に問い合わせた場合に、本資料とは異なる解釈が示される場合があります。また、突然解釈が変わるケースがあります。
  - (3) また、上記要因に基づき、事業者による実際の輸入は本資料とは異なる判断に基づき行われているケースが見られます。
  
- 本資料の作成には細心の注意を払っておりますが、実際の食品輸出等をご検討される場合には、EU規則等の原典や各国政府のホームページ等をご覧になり最新の規制をご確認いただきますようお願いいたします。



## RASFF (Rapid Alert System for Food and Feed)

EUの食品及び飼料に関する迅速警報システム。

欧州委員会が運営。欧州食品安全機関(EFSA)、加盟国の食品安全担当官庁等が構成員。  
最近の輸入拒否事例が掲載されているため、EU各国の規制の運用状況の傾向把握にも活用できる。

(注意点)

- ・ 全ての輸入拒否事例が掲載されているわけではない。
- ・ RASFFに掲載された内容に沿って通関時の確認を強化する国もあれば、全く影響されていないように見受けられる国もある。

### 【RASFFの仕組み】

- ① 構成員が、人の健康に直接/間接に危険を及ぼす可能性がある食品等に関する情報を取得した場合に通知する。
- ② 情報は、重大性に応じて、alert、information、news、border rejectionなどに分類され、構成員に通知される。

[https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/?event=notificationsList&orderby=notif\\_date&orderDir=desc](https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/?event=notificationsList&orderby=notif_date&orderDir=desc)

### RASFFに掲載されていない輸入拒否事例

- 菓子、加工食品、飲料への日本産乳製品、日本産卵の使用による輸入拒否
- スープへの畜産物エキスの使用による輸入拒否



## RASFF Portal

European Commission

European Commission &gt; RASFF Portal

First Previous 100 Notifications **1 to 100** of 136 Next 100 Last

	Classification	Date of case	Reference	Notifying country	Subject	Product Category	Type	Risk decision	
1.	border rejection	16/02/2017	2017.AHM	Spain	unauthorised substance dinotefuran (0.022 mg/kg - ppm) in green tea with toasted rice from Japan	cocoa and cocoa preparations, coffee and tea	food	undecided	<a href="#">Details</a>
						<b>玄米茶の残留農薬</b>			
2.	border rejection	07/07/2016	2016.AYR	Poland	unauthorised use of colour E 129 - Allura Red AC in pickled ginger from Japan				<a href="#">Details</a>
						<b>ガリへの赤色40号使用</b>			
3.	information for attention	13/06/2016	2016.0762	Switzerland	high content of iodine (2800 mg/kg - ppm) in dried algae (Laminariaceae longissima) from Japan				<a href="#">Details</a>
						<b>海藻のヨウ素</b>			
4.	border rejection	08/06/2016	2016.AUS	Finland	tebuconazole (0.8 mg/kg - ppm) and unauthorised substance dinotefuran (0.62 mg/kg - ppm) in green tea from Japan	cocoa and cocoa preparations, coffee and tea	food	undecided	<a href="#">Details</a>
						<b>日本茶の残留農薬</b>			
5.	border rejection	08/06/2016	2016.AUR	Finland	unauthorised substance dinotefuran (0.49 mg/kg - ppm) in green tea from Japan	cocoa and cocoa preparations, coffee and tea	food	undecided	<a href="#">Details</a>
						<b>日本茶の残留農薬</b>			
6.	information for follow-up	07/06/2016	2016.0739	United Kingdom	unauthorised placing on the market of frozen cakes/pancakes which contain eggs from Japan				<a href="#">Details</a>
						<b>冷凍菓子への日本産卵使用</b>			

## 原材料

- 使用原材料・原産地を全て把握できていますか？
- EU輸出不可な原材料（例：日本産卵）を含んでいませんか？
- 原材料について必要な証明(衛生証明書等)は取得済みですか？

## 食品添加物

- EUのポジティブリストに掲載されていますか？※食品ごとに使用可能な添加物が異なります。

## 残留農薬・重金属

- 農薬はEUのポジティブリストに掲載されていますか？
- 重金属の含有量は規制を満たしていますか？
- 検査結果をすぐに提出できますか？

## ラベル表示

- 栄養表示に必要なデータ（エネルギー量（kJ/kcalの両方）、脂肪、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、タンパク質、塩分）がそろっていますか？

## 放射性物質

- 日本出港前に検査証明・産地証明は揃っていますか？※出港後の日付の証明書が許可されるのはやむを得ない事情があるときのみです。

## 容量・容器

- アルコールは規定の容量を満たしていますか？
- 容器の材料は各国の独自規制を満たしていますか？

## (1-①) 動物性食品の輸入に関する規制

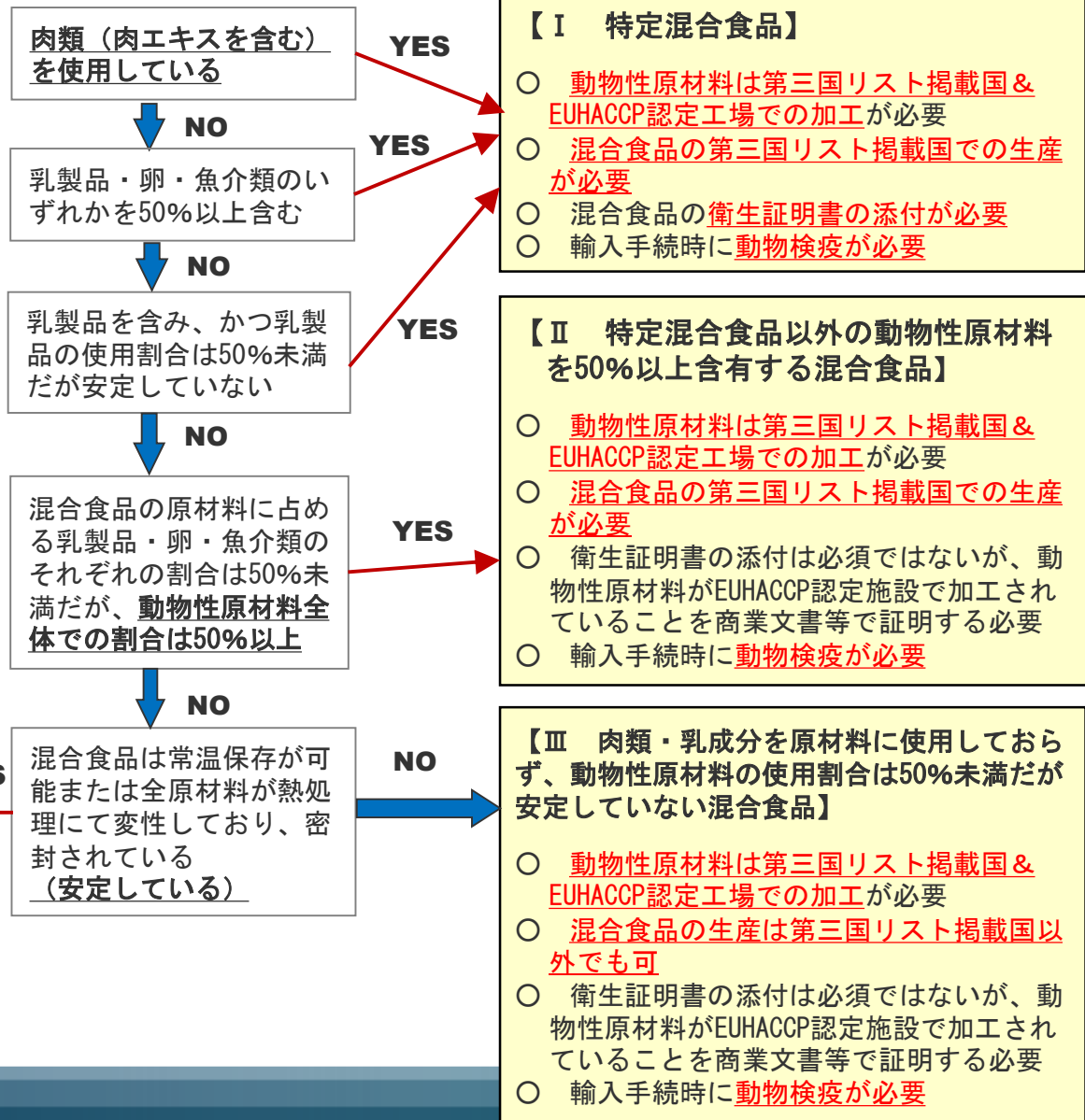
- 動物性食品及び動物性原材料を使用した加工食品を輸出するには原則として、
  - ・ 当該動物性原材料のEU域内への輸出を許可された『第三国』リスト掲載国となった上で、
  - ・ 当該動物性原材料の加工が『EUHACCPの認定取得工場』で行われ、
  - ・ EU域内への輸出時に、当該EUHACCP認定工場で加工されたことを証明する『衛生証明書』を添付することが必要。
- ※ マヨネーズ等の『動物性原材料と植物性原材料の双方からなる加工食品』は別の規制が適用されるため、次ページ以降で説明。
- 日本が現在、第三国リストに掲載されているのは牛肉・魚介類・ケーシング（注1）・ゼラチン及びコラーゲン（牛肉及び魚介由来に限る）のみ。これらの『EUHACCP認定取得工場』で加工された牛肉・魚介類等のみが、衛生証明書を添付した上でEU域内に輸出することが可能。
- ※ 更に、天然魚介類の場合には衛生証明書に加え、漁獲証明書・加工証明書が必要となる（注2）。（日本産のハマチ・ブリ・サケ・ホタテは養殖扱いのため、取得不要。）
- ※ また、二枚貝やホヤ・ウニ等については更に、『（EUが認定した）指定海域で採捕』された上で、『冷凍又は加工処理を施されていること』が必須。（生鮮のホタテ・ウニのEU向け輸出は認められていない。）
- ※ 魚介類については、EUへの輸出が禁止されている魚種があるので注意が必要。  
（注1）ソーセージに使用される羊・豚の腸。（ただし、肉が付いてないものに限る。）  
（注2）日本で漁獲された魚介類を輸出する場合には漁獲証明書、その他の国で漁獲され、日本で最終加工された魚介類を輸出する場合には漁獲国の漁獲証明書と日本の加工証明書が必要。また、淡水魚については、天然魚であっても漁獲証明書・加工証明書の取得は不要。なお、漁獲証明書・加工証明書の取得義務があるかどうかは輸入時に申請するHSコードで判断される。

## (1-②) 混合食品（動物性加工食品と植物性食品からなる加工食品（例：マヨネーズ））

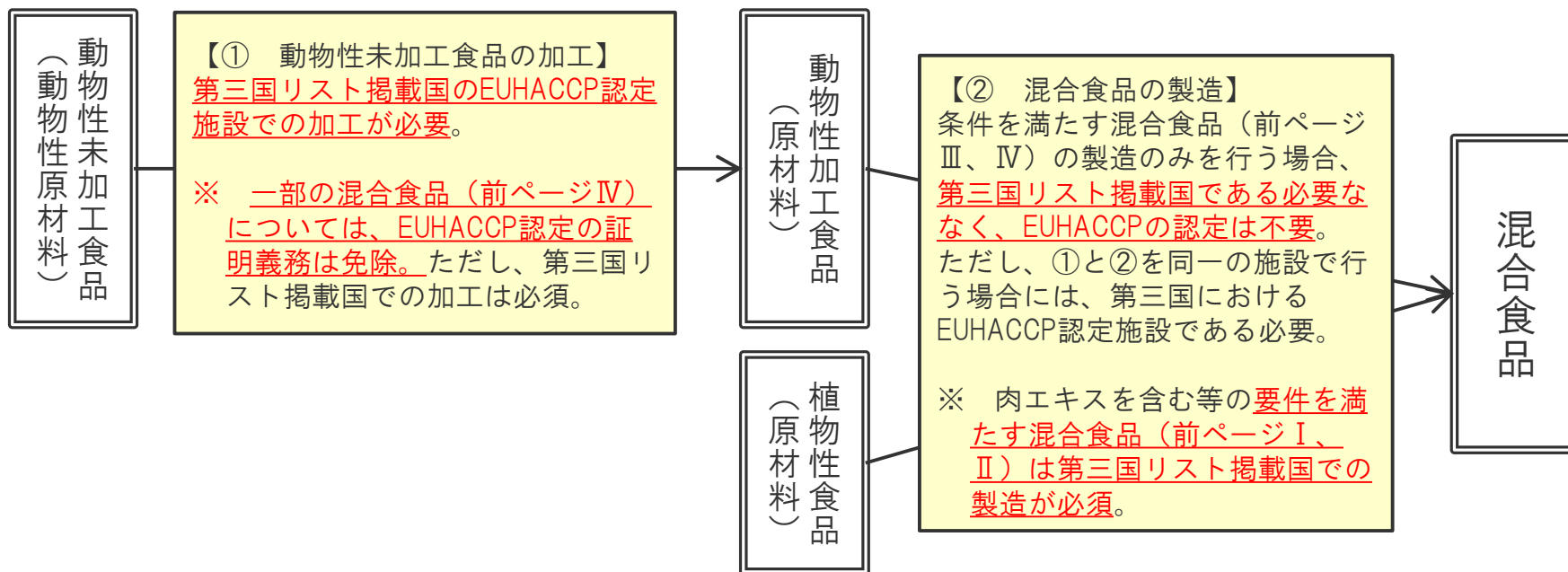
- 動物性食品と植物性食品の両方を原材料とする加工食品についてはEU規制上『混合食品』として扱われ、
  - ・ 動物性原材料の加工までは、原則として『第三国』の『EUHACCP認定施設』で行われることが必須だが、
  - ・ 一定の条件を満たせば、混合食品の製造は第三国で行われなくてもよい（詳細は次ページ以降参照。）
- ※ 例えば、『米国（卵の第三国リスト掲載国）で加工された卵』を使用して、『日本（卵の第三国リスト非掲載国）で混合食品であるマヨネーズを製造する』ことは可能。
- ※ 更に、一部の条件を満たす混合食品の場合は、動物性原材料が『EUHACCP認定工場』で加工される義務についても免除している。（ただし、動物性原材料が『第三国』で加工されていることは必須。詳しくは10ページを参照。）
- ※ 『肉類（肉エキスを含む）混合食品』 『動物性原材料の割合が50%を超える混合食品』等については、例外なく、混合食品も第三国で製造される必要があるので留意。（肉エキスを含んだスープ等については、2017年より本規制の対象となる（肉類に含まれる）ことが明文化された。）
- ※ 動物性食品か混合食品かの判断基準として、EUは『動物性加工食品に特徴を付けるため植物性原材料を添加する』 『動物性加工食品の性質上植物性原材料が欠かせない』等の食品は動物性加工食品に分類されとされている。例えば、『衣をつけたエビフライ』 『果物が入ったフルーツヨーグルト』は、混合食品ではなく、動物性加工食品だとガイドラインに記載されている。



(参考) 混合食品分類  
フローチャート



## (参考) 動物性加工食品／混合食品／HACCP認定要件に関する概念図



※ 『加工』の定義には留意する必要。(規則(EC) 852/2004 Article2 1. (m)より)

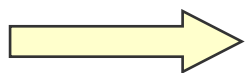
『加工とは、当初の(加工前の)材料を実質的に変化させるプロセスのことであり、加熱、燻蒸、保蔵、熟成、乾燥、マリネ(marinating)、抽出、押出成型、またはそれらの組み合わせが含まれる。』

### (1-③) 一部の混合食品に対して適用される経過措置（2020年末まで）

- 下記全ての要件を満たす混合食品については、輸入時の動物検疫の対象外だが、原材料となる動物性未加工食品の加工（前頁①）が第三国リスト掲載国で行われる必要がある。
- ただし、2020年までの間は経過措置として、動物性原材料をEUHACCP認定工場で加工する必要はない。  
（※ 厳密には、『EU域内の輸入業者が、動物性原材料がEUHACCP認定工場で加工されていることを証明する義務』が免除されている。）

#### 【要件】

- ・ 肉類を原材料に使用していない
- ・ 動物性原材料の使用割合が50%未満
- ・ 常温保存が可能、または全ての原材料が熱処理により変性しており、かつ清潔な容器に密封されている



魚介類の含有割合が50%未満で上記要件を満たす混合食品は、原材料がEUHACCP認定工場で加工されていなくても日本からEU域内への輸出が可能（2020年末まで）。

※ 『動物検疫の対象外』 = 『EU輸入時に検査されない』わけではなく、動物性原材料の加工が第三国リスト掲載国で行われている証明等を求められるケースが最近一部の国で増加しているので注意が必要。

※ 現場の各国税関担当者の解釈・運用やディストリビューターの判断は異なるので、国によっては規制に厳密に従わなくても輸入を認めるケースも多いが、突然通関で輸入を差し止められるリスクがあることを認識しておく必要。

① 牛肉加工品（例：牛肉エキス等）を原材料に使用した混合食品を輸出する場合（※）

	混合食品の第三国リスト掲載国での生産	政府発行の衛生証明書（※※）の提出	輸入時の動物検疫の有無	原材料である牛肉のEUHACCP認定工場での加工証明	日本からの輸出の可否
牛肉エキス以外の加工牛肉を使用した混合食品	必須	必須	検査対象	衛生証明書による証明義務	日本は牛肉について『A』ステータスを得ている第三国リスト掲載国であるため、 <u>日本国内のEUHACCP認定工場</u> で加工された加工牛肉・その他『A』ステータス第三国リスト掲載国のEUHACCP認定工場加工された加工牛肉を使用していれば輸出可能。（ただし、 <u>衛生証明書の発行（※※）が必要。</u> ）
牛肉エキスを使用した混合食品	必須	必須	検査対象	衛生証明書による証明義務	日本は牛肉について『A』ステータスを得ている第三国リスト掲載国であるため、 <u>日本国内のEUHACCP認定工場</u> で加工された牛肉エキス・その他『A』ステータス第三国リスト掲載国のEUHACCP認定工場生産された牛肉エキスを使用していれば輸出可能。（ただし、 <u>衛生証明書の発行が必要。</u> ）

（※）日本国内にEUHACCP認定を取得した牛肉加工品製造工場は現在存在しない。また、施設認定要領も未整備。

（※※）規則（EU）28/2012のANNEXにおいて規定された最終混合食品についての衛生証明書を指す。以下、全ての原材料について同様。

また、日本では、加工牛肉、牛肉エキスを使用した特定混合食品に対する規則（EU）28/2012に基づく衛生証明書の発行要領が未整備。

## ② その他の肉を原材料に使用した混合食品を輸出する場合

	混合食品の第三国リスト掲載国での生産	政府発行の衛生証明書の提出	輸入時の動物検疫の有無	原材料である肉類のEUHACCP認定工場での加工証明	日本からの輸出の可否
肉エキス以外の食肉を使用した混合食品	必須	必須	検査対象	衛生証明書による証明義務	日本は第三国認定の前提となる残留物質モニタリング計画の承認を得ていないため、 <b>輸出不可</b> 。(また、第三国リストで『A』ステータスを得ていないため、その他第三国リスト掲載国のEUHACCP認定工場加工された肉類を輸入して混合食品を生産することも不可。)
肉エキスを使用した混合食品	必須	必須	検査対象	衛生証明書による証明義務	日本は第三国認定の前提となる残留物質モニタリング計画の承認を得ていないため、 <b>輸出不可</b> 。(また、第三国リストで『A』ステータスを得ていないため、その他の第三国リスト掲載国のEUHACCP認定工場加工された肉類を輸入して混合食品を生産することも不可。)

## ③ 乳製品を原材料に使用した日本産混合食品をEU域内に輸出する場合

	混合食品の第三 国リスト掲載国 での生産	政府発行の衛生 証明書の提出	輸入時の動物 検疫の有無	原材料である乳製品の EUHACCP認定工場での 加工証明	日本からの輸出の可否
原材料に占める乳製品の割合が50%以上の混合食品	必須	必須	検査対象	衛生証明書による証明義務	日本が乳製品の第三国リスト掲載国でないため、輸出不可。
原材料に占める乳製品の割合は50%未満だが、動物性原材料全体では50%を超える混合食品	必須	必須	検査対象	衛生証明書による証明義務	日本が乳製品の第三国リスト掲載国でないため、輸出不可。
原材料に占める乳製品の割合が50%未満（動物性原材料全体でも50%未満）だが、安定していない混合食品	必須	必須	検査対象	衛生証明書による証明義務	日本が乳製品の第三国リスト掲載国でないため、輸出不可。
原材料に占める乳製品の割合が50%未満（動物性原材料全体でも50%未満）で、安定している混合食品	不要	不要	対象外	証明義務の対象外 （2020年末までの経過措置）	<u>可能。ただし乳製品が第三国リスト掲載国で加工されていることが必須。</u> （第三国リストにおけるステータスは問わない） （※）

（※） 日本が第三国リスト入りしていないため、日本産の乳製品を使用した混合食品はEU域内に輸出できないことに留意。

## ④ 卵を原材料に使用した日本産混合食品をEU域内に輸出する場合 (※)

	混合食品の第三国リスト掲載国での生産	政府発行の衛生証明書 の提出	輸入時の動物 検疫の有無	原材料である卵の EUHACCP認定工場での 加工証明	日本からの輸出の可否
原材料に占める卵の割合が50%以上の混合食品	必須	必須	検査対象	衛生証明書による証明義務	日本が卵の第三国リスト掲載国でないため、輸出不可。
原材料に占める卵の割合は50%未満だが、動物性原材料全体では50%を超える混合食品	必須	必須ではない (商業文書で可)	検査対象	商業文書等による証明義務	日本が卵の第三国リスト掲載国でないため、輸出不可。
原材料に占める卵の割合が50%未満(動物性原材料全体でも50%未満)だが、安定していない混合食品	不要	必須ではない (商業文書で可)	検査対象	商業文書等による証明義務	可能。ただし卵は第三国リスト掲載国のEUHACCP認定施設で加工されていることが必須。
原材料に占める卵の割合が50%未満(動物性原材料全体でも50%未満)で、安定している混合食品	不要	不要	対象外	証明義務の対象外 (2020年末までの経過措置)	可能。ただし卵は第三国リスト掲載国で加工されていることが必須。 (※)

(※) 日本が第三国リスト入りしていないため、日本産の卵を使用した混合食品はEU域内に輸出できないことに留意。



## ⑤ 魚介類を原材料に使用した日本産混合食品をEU域内に輸出する場合（※）

	混合食品の第三国リスト掲載国での生産	政府発行の衛生証明書 <sub>の提出</sub>	輸入時の動物検疫の有無	原材料である魚介類のEUHACCP認定工場での加工証明	日本からの輸出の可否
原材料に占める魚介類の割合が50%以上の混合食品	必須	必須	検査対象	衛生証明書による証明義務	輸出可能。ただし原材料となる魚介類が日本あるいはその他の第三国リスト掲載国のEUHACCP認定施設で加工されている必要。また、衛生証明書の発行が必要。
原材料に占める魚介類の割合は50%未満だが、動物性原材料全体では50%を超える混合食品	必須	必須ではない (商業文書で可)	検査対象	商業文書等による証明義務	輸出可能。ただし原材料となる魚介類が日本あるいはその他の第三国リスト掲載国のEUHACCP認定施設で加工されている必要。
原材料に占める魚介類の割合が50%未満(動物性原材料全体でも50%未満)だが、安定していない混合食品	不要	必須ではない (商業文書で可)	検査対象	商業文書等による証明義務	輸出可能。ただし原材料である魚介類は日本あるいはその他の第三国リスト掲載国のEUHACCP認定施設で加工されていることが必須。
原材料に占める魚介類の割合が50%未満(動物性原材料全体でも50%未満)で、安定している混合食品	不要	不要	対象外	証明義務の対象外 (2020年末までの経過措置)	輸出可能。ただし原材料である魚介類は日本あるいはその他の第三国リスト掲載国で加工されていることが必須。



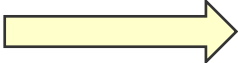
## ⑥ ハチミツを原材料に使用した日本産混合食品をEU域内に輸出する場合

	混合食品の第三国リスト掲載国での生産	政府発行の衛生証明書 <sup>1</sup> の提出	輸入時の動物検疫の有無	原材料であるハチミツのEUHACCP認定工場での加工証明	日本からの輸出の可否
原材料に占めるハチミツの割合が50%以上の混合食品	必須	必須ではない (商業文書で可)	検査対象	証明義務の対象外(ハチミツについては施設認定が行われていないため)	日本がハチミツの第三国リスト掲載国でないため輸出不可。
原材料に占めるハチミツの割合は50%未満だが、動物性原材料全体では50%を超える混合食品	必須	必須ではない (商業文書で可)	検査対象	証明義務の対象外(ハチミツについては施設認定が行われていないため)	日本がハチミツの第三国リスト掲載国でないため輸出不可。
原材料に占めるハチミツの割合が50%未満(動物性原材料全体でも50%未満)だが、安定していない混合食品	不要	必須ではない (商業文書で可)	検査対象	証明義務の対象外(ハチミツについては施設認定が行われていないため)	輸出可能。ただし原材料であるハチミツが第三国リスト掲載国で加工されていることが必須。
原材料に占めるハチミツの割合が50%未満(動物性原材料全体でも50%未満)で、安定している混合食品	不要	不要	対象外	証明義務の対象外(ハチミツについては施設認定が行われていないため)	輸出可能。ただし原材料であるハチミツが第三国リスト掲載国で加工されていることが必須。

※ 日本が第三国リスト入りしていないため、日本産のハチミツを使用した混合食品はEU域内に輸出できないことに留意。

## (2) ラベル表示

特に以下の項目について日本より厳しいので、輸出先への情報提供が必須。

- 
- ① アレルゲン表示
  - ② 栄養表示 (※ 2016年12月より義務化)
  - ③ 原材料リスト
  - ④ 食品添加物

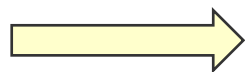
(ラベル表示義務項目)

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| ①食品名  | ⑥賞味期限・消費期限（表示義務対象外の食品はロット番号） |
| ②原材料  | ⑦特殊な保存条件や使用方法（あれば）           |
| ③アレルゲン（個別の原材料毎に表示する必要）                            | ⑧製造業者あるいは輸入業者                |
| ④特定の原材料または原材料カテゴリーの量（商品名として現れる／ラベルで強調される原材料などが該当） | ⑨原産地（一部の品目に限る。）              |
| ⑤正味量  | ⑩使用方法の指示（無いと使用困難な場合）         |
|   | ⑪アルコール度数（飲料で1.2%以上の場合）       |
|   | ⑫栄養表示（2016年12月より義務化）         |

※ また、魚介類・海藻類の場合は、マーケティング標準規制に基づき、以下の追加表示義務項目があるので留意。

- ① 当該魚介類・海藻類の商業名・学名
- ② 生産方法（漁獲／淡水漁獲／養殖）
- ③ 漁獲／養殖された海域及び漁獲に使用された漁具の分類（漁具コードを用いて記載する）
- ④ 当該魚介類・海藻類が解凍されたかどうかについて

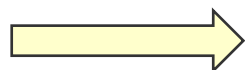
## (2-①) アレルゲン表示



- 日本より対象品目が広く、かつ個別表示義務が課せられているため、どの原材料にどのアレルゲンが含まれているかを、しっかりと把握して伝える必要。
- 全ての事業者に情報伝達義務が課されており、外食・ケータリング等でも例外ではないので留意。

日本	EU
<p>【表示義務】 卵・乳・小麦・落花生・えび・そば・かに</p> <p>※ 上記7品目については、表示義務のない加工助剤・キャリアオーバーに含まれる場合も表示義務あり。</p> <p>【表示推奨】 いくら・キウイフルーツ・くるみ・大豆・バナナ・やまいも・もも・さば・さけ・いか・鶏肉・りんご・まつたけ・あわび・オレンジ・牛肉・ゼラチン・豚肉・ごま・カシューナッツ</p>	<p>【表示義務】 グルテンを含む穀物（小麦・<u>大麦・ライ麦・オート麦</u>、蒸留酒生産に使用される場合は除く） 甲殻類 卵 <u>魚</u> 落花生 大豆 牛乳（乳糖含む） ナッツ（<u>アーモンド、ヘーゼルナッツ</u>、くるみ、カシューナッツ、<u>ペカン、ブラジルナッツ、ピスタチオ、マカデミアナッツ</u>） <u>セロリ</u> <u>マスタード</u> <u>ゴマ</u> <u>亜硫酸塩（濃度が10mg/kgあるいは10mg/l以上の場合）</u> <u>ルピナス</u> <u>軟体動物</u></p>

## (2-②) 栄養表示 (※ 2016年12月から義務化)



日本の栄養表示項目に加えて、『飽和脂肪酸』『糖類(単糖類・二糖類)』が必要。

(栄養表示記載項目)

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| ① エネルギー (kcalとkJの両方が必要) | ⑧ ポリオール (※ 任意)      |
| ② 脂肪                    | ⑨ でんぷん (※ 任意)       |
| ③ 飽和脂肪酸                 | ⑩ 食物繊維 (※ 任意)       |
| ④ 一価不飽和脂肪酸 (※ 任意)       | ⑪ たんぱく質             |
| ⑤ 多価不飽和脂肪酸 (※ 任意)       | ⑫ 塩分                |
| ⑥ 炭水化物                  | ⑬ ビタミン・ミネラル類 (※ 任意) |
| ⑦ 糖類                    |                     |

※ 小売用包装食品だけでなく、業務用包装食品も栄養表示の義務付け対象なので留意。

※ なお、精米等単一の原材料または原材料カテゴリーから成る未加工食品、茶・コーヒー、スパイス、飲用水・アルコール飲料は栄養表示義務の対象外。包装面積が25cm<sup>2</sup>未満の食品も栄養表示義務の対象外。

(アルコール飲料の場合、カロリーのみを任意表示することも可能。)

※ 米国で表示義務項目となっている『トランス脂肪酸』等については、表示が認められていない(任意表示も不可)。したがって、米国向けの栄養ラベル表示をそのままEUに輸出することはできない。

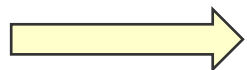
(ケーススタディ)

包装米飯 → 加工済みなので栄養表示義務

お茶のペットボトル → ビタミンC等を添加した場合には、栄養表示義務

炭酸水・フレーバーのみを加えた水 → 栄養表示義務の対象外

## (2-③) 原材料リスト



日本より細かい原材料リストの開示が求められるケースがあるので、留意する必要。

(日本より細かい原材料リストが必要なケース)

- ※ EU規制では『植物油』の標記は不可。『Sunflower oil』等、使用原材料を標記する必要。
- ※ 複合原材料（原材料の原材料）についても、原則として当該複合原材料の名称・総重量を記載した後ろに原材料リストを記載する必要。（例：Misoの原材料リストにおける『Soybean paste (Water, Soybeans, Rice, Salt)』）
- ※ 複合原材料の省略が可能なケースについても、下表の通りEUと日本で基準が異なる。

日本	EU規制
以下の場合に複合原材料の原材料の表示の省略が可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複合原材料に占める割合が5%未満、かつ使用割合順で3位以下の原材料</li> <li>・ 複合原材料が食品に占める割合が5%未満である場合、当該複合原材料の原材料</li> <li>・ 複合原材料の名称から原材料が明白である場合</li> </ul>	以下の場合に複合原材料の原材料の表示の省略が可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複合原材料が食品に占める割合が2%未満である場合、当該複合原材料の原材料</li> </ul>

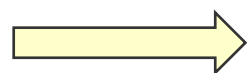
- なお、生鮮果実・野菜、炭酸水、醸造酢（他に手を加えていないもの）及び単一原材料からなる食品（名称から原材料が把握できるものに限る。精米等が該当）等については、原材料リストの表示義務がない。

## (2-④) GMO (遺伝子組換え体) 表示規制

日本と異なり、EUではGMOを原材料として使用していれば(醤油・大豆油等でも)全て表示義務。また、『GMOを原材料に使用している』か『使用していない』のいずれかであり、『GMO不分別』という概念はない。不分別の大豆等を使用している場合は特に注意が必要。

日本	EU規制
<p>① 醤油や植物油等、<u>遺伝子組み換えに由来するDNA及びたんぱく質が加工工程で除去されている食品については、(たとえGMOを原料としていても)遺伝子組み換への表示義務はない</u>。</p> <p>※ 具体的には、<u>醤油、大豆油</u>、コーンフレーク、<u>コーン油、コーンシロップ等</u>、菜種油、テンサイ由来の砂糖は遺伝子組み換え表示義務の対象外。</p> <p>② 生産・流通・加工の各段階で混入が起こらないように管理されていれば(『分別生産流通管理』)、<u>5%</u>までの意図せざるGMOの混入があっても『遺伝子組み換えでない』旨の表示をすることが可能。(任意)</p> <p>③ <u>遺伝子組み換え農産物が食品等の主な原材料(原材料の上位3位以内で、かつ全重量の5%以上を占める場合)ではない場合、遺伝子組み換えについての表示義務がない。GMOから生産された食品添加物についても、表示義務はない。</u></p> <p>④ 包装面積が30cm<sup>2</sup>以下の加工食品については、原材料表示に加えて遺伝子組み換え表示義務の対象外。</p>	<p>① 最終食品における<u>タンパク質・DNAの存在の有無に関わらず、原材料にGMOを使用した場合には表示義務がある</u>。</p> <p>※ 加工食品において複数の原材料がGMOを含有する場合には、原材料リストにおける個別表示が必要。</p> <p>② GMOの混入が<u>偶発的な意図せざるもの</u>であり、かつ混入割合が、食品に占める全重量の<u>0.9%</u>未満であれば、GMOに関する情報伝達義務の対象外。</p> <p>※ なお、<u>『GM-Free(遺伝子組み換え原材料不使用)』等の表示に対する規制はEUレベルでは存在しないが、独自の厳しい上乗せ規制を課しているケースが多い</u>ため、当該国の規制を良く確認する必要。</p> <p>③ <u>含有量の多少に関わらず、GMOを原材料として使用している場合には表示義務が発生する。GMOから生産された食品添加物を使用している場合にも表示義務あり</u>。</p> <p>④ 非包装食品及び包装面積が10cm<sup>2</sup>未満の食品がGMOを含有する場合には、食品陳列棚の近傍に常に見える形で表示する義務。</p>

## (2-⑤) 食品添加物



日本と同じくポジティブリスト制。食品添加物に該当する場合は、用途（27種類のいずれか）及びポジティブリスト上のE-ナンバー（あるいは化学物質名）を原材料リストに表記する必要。（例：黄色4号=E102、青色1号=E133）

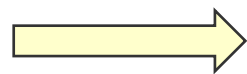
亜硫酸塩については、濃度が10mg/kgあるいは10mg/l以上の場合、アレルギー表示も必要。

- クチナシ色素等、EUでは使用が認められていない食品添加物も多い。また、認可を得ている食品添加物についても、添加可能な食品が限定的なケースがあるので良く確認することが必要。

（欧州委員会 食品添加物検索ページ）※ 化学物質名で検索する

[https://webgate.ec.europa.eu/foods\\_system/main/?sector=FAD&auth=SANCAS](https://webgate.ec.europa.eu/foods_system/main/?sector=FAD&auth=SANCAS)

## (3) 食品香料



単一の化学物質からなる香料についてはポジティブリスト規制導入済。

その他の香料については現在経過措置期間中となっており、2018年4月よりポジティブリスト規制が完全施行。（完全施行までの間は使用可能。）

- 日本でよく使用される香料では、『ペリルアルデヒド』はポジティブリストにより使用が規制されているので留意。

（欧州委員会 ポジティブリスト掲載ページ）

[https://webgate.ec.europa.eu/foods\\_system/main/?sector=FFL&auth=SANCAS](https://webgate.ec.europa.eu/foods_system/main/?sector=FFL&auth=SANCAS)

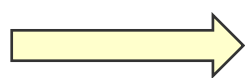
※ なお、香辛料・ハーブ・茶を香料目的で使用する場合は、当該規制の適用対象外。



#### (4) 食品包装

- プラスチック包材については、ポジティブリスト方式により規制。（日本はネガティブリスト形式）  
（欧州委員会 プラスチック包材ポジティブリスト検索ページ）  
[https://webgate.ec.europa.eu/foods\\_system/main/?sector=FCM&auth=SANCAS](https://webgate.ec.europa.eu/foods_system/main/?sector=FCM&auth=SANCAS)
- 脱酸素剤や乾燥剤等は、『アクティブ／インテリジェント素材』として、
  - ・ 非食用である旨
  - ・ アクティブ／インテリジェント素材である旨を表示しなければならない。また、アクティブ・インテリジェント素材についても、今後ポジティブリスト形式による規制が行われる見込み。
- フランスでは、2015年1月1日より、食品に直接接触するビスフェノールAを使用したすべての包装、容器、調理器具のフランスへの輸入・国内での販売は禁止

#### (5) 残留農薬規制

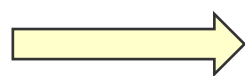


日本同様、ポジティブリスト方式による規制だが、日本とEUで基準が異なる。  
日本で使用が認められている農薬が、EUでは使用が認められていないケースがあるので留意。

- ※ お茶・柑橘類・リンゴ・梨については、農林水産省ホームページで残留農薬基準の各国対比表が掲載されている。[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/zannou\\_kisei.html](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/zannou_kisei.html)
- ※ 日本国内でEU基準の残留農薬検査証明書を発行可能な検査機関もある。
- ※ 日本では『有機』表示においても使用が認められている農薬（＝化学的に合成されたものではない農薬）が一部あるが、EUでは使用が認められていない等の理由により、有機農産物でもEUの残留農薬基準を満たさない場合があることに留意。（特にお茶の場合）



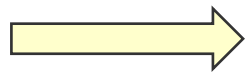
## (6) 有害物質残留基準



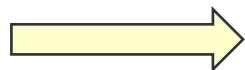
食習慣の違いから、日本ではそのまま食べない（例：出汁を取る）食材に含まれる有害物質の濃度が問題になる場合がある。

※ 過去問題になった食材に含まれる有害物質の例

- ① 『カツオブシ』に含まれるベンゾピレン
- ② 『昆布』に含まれるヨウ素

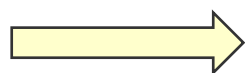


米・野菜・果実などは、鉛、カドミウム等の上限値が規定され、日本と異なる上限値の場合がある（例：EUの米のカドミウム上限値 0.2mg/kg）



重金属について、各国が独自の基準で取締りを行っている場合がある。

## (7) 福島第一原発事故に伴う規制



以下に該当する食品については、放射性物質検査証明書・産地証明書をEUでの輸入手続時に提出する必要。原則、証明書は出港前に取得している必要がある。

### 【放射性物質検査証明書の取得が必要な食品】

- ① 福島県産の米・大豆・柿
- ② 7県（福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉）産の活魚・海藻・ホタテを除く水産物
- ③ 13県（福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉、秋田、山形、長野、山梨、新潟、静岡）産のきのこ類・山菜（一部例外あり）
- ④ ①～③を50%以上含有する加工品

### 【産地証明書の取得が必要な食品】

- ① 福島県産以外の米・大豆・柿
- ② 7県（福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉）産以外の活魚・海藻・ホタテを除く水産物
- ③ 13県（福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉、秋田、山形、長野、山梨、新潟、静岡）産以外のきのこ類・山菜（一部例外あり）
- ④ ①～③を50%以上含有する加工品（※ 米・大豆加工品について留意）

放射性物質検査の実施機関については、以下に掲載されている。

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/pdf/h270831\\_labo.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/h270831_labo.pdf)

一般農産品・加工食品については地方農政局（インターネットによる申請）、水産物については水産庁等が申請の窓口。申請から発行までに時間を要するケースもあるので留意。

## (8) アルコール容量規制・表示規制

➡ 蒸留酒（及びワイン）については、容量規制が課されているので留意。

蒸留酒の容量：100ml、200ml、350ml、500ml、700ml、1000ml、1500ml、1750ml、2000mlの9種類。

※ワインには異なる容量規制が課される

➡ アルコール度数1.2%以上のアルコール飲料は、小数点1桁以内の数値でアルコール度数を表示する。表示に際して許容される誤差は、日本酒・焼酎の場合0.3%。

➡ フランスでは、すべてのアルコールについて、規定のロゴか、妊娠中のアルコール消費が子供の健康に害を与えることを文章にした規定の内容を表示する。



## (9) 植物検疫関係

➡ 青果を輸出する場合には植物検疫証明書を求める品目がある。（例：梨・柿など）  
なお、カンキツ類（ユズ等）の輸出については、事前に栽培地検査を受ける必要がある。

※ 植物検疫所HPに、植物検疫条件の早見一覧表が掲載されている。

<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/eu/eu/kamotsu.html>

※ 加工された青果物（コンポートや、それより加工度の高い食品）は加工食品とみなされ植物防疫条件の対象外となるケースが一般的。（輸入時のHSコード等で判断）

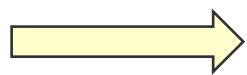
## (9) 有機認証（オーガニック）

- 日・EU間で有機認証についての同等性が認められていることから、日本産の有機JAS認証を取得した農産物等については、EU域内で『Organic』マーク（ユーロリーフ）等を表示して販売することが可能。ただし、当該有機JAS認定機関がEUに登録認定されていることに加え、輸出時には当該認定機関が発行する証明書が必要。

（参考：農林水産省HP）[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/yuuki.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html)

- なお、日本産有機農産物等をEU域内で『Organic』と表示するためには、EU側輸入者にも認証が必要。

## (10) グルテンフリー



当該食品に含まれる **グルテン含有量が20mg/食品1kg以下の場合**は『Gluten Free』と記載することが可能。

※ なお、グルテンフリー以外の『ベジタリアン向け（Suitable for vegetarian）』『～を含まない（Free from ~）』については、EUレベルでの法規制は存在しない。

## (11) 新規食品規制

- 1997年5月15日以前に輸入されていなかったものは新規食品とみなされ、科学的な情報や安全評価レポートなどを提出して、認可を得る必要がある。近年では、日本のメーカーが酪酸菌のサプリメントについて認可を得た例がある一方、欧州の日本食材輸入業者が『これは新規食品に該当する』と指摘を受け、輸入が認められなかったケースもある。

- なお、改正新規食品規制は2018年に施行され、新たな製法による食品や、EU域外で伝統的に食されている食品をEUにおいて市場に投入する際に要する認可手続きが簡素化される予定。

**【免責事項】**

ジェトロは、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本資料の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

本資料には、ジェトロの公式見解ではなく外部委託先の論考、意見が含まれます。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。